



## 第1章 計画の概要



## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨・目的

今日、男女共同参画に関する社会情勢はめまぐるしく進展しています。

国においては、官民一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことが必要であることから、平成20年4月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

また、平成21年7月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化、父親の育児休業の取得促進など改正が行われました。

さらに、平成22年7月には、男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受け、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、「目指すべき男女共同参画社会の将来像」を①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会としています。

そのほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定）においては、基本的な考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。」との記述が盛り込まれており、あらゆる場面で女性の視点を反映した取組の重要性が再認識されています。

雲仙市においては、平成18年10月に「雲仙市男女共同参画懇話会」を設置し、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち」を目指し、平成20年3月に「雲仙市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

本計画は、「雲仙市男女共同参画計画」が平成24年度で終了するにあたって、新たな課題を踏まえて国や県の計画と整合を図りながら計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け、市が目指す方向性を明らかにし、市民との協働による取組を計画的に進めるための基本計画として位置づけられるものです。

今後は本計画に基づいて、基本理念の実現に向けた施策の展開を図ります。

## 2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、雲仙市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」および県の「第2次長崎県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「雲仙市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

また、この計画の「基本目標1 重点目標3-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けます。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5カ年計画とします。

## 4. 計画の策定体制

### (1) 市民意識調査アンケートの実施

市民との協働の視点から、満20歳以上の市民3,000人を対象とする「雲仙市男女共同参画社会に関する市民アンケート」を実施し、市民の意識や実態調査の現状把握と、施策や目標値設定の基礎資料としました。

調査時期	平成24年6月4日～6月22日
調査対象	満20歳以上の雲仙市民3,000人
回収結果	983件
有効回答数	982件（回収率32.7%）
調査方法	郵送による配布・回収

### (2) 雲仙市男女共同参画懇話会の開催

雲仙市男女共同参画懇話会を開催し、雲仙市の男女共同参画社会の実現に向けて協議を行い、懇話会における提言を十分に計画に反映しました。

(3) 市内推進会議および幹事会の設置

雲仙市における男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、職員で構成する雲仙市男女共同参画市内推進会議および市内推進会議幹事会を設置しました。幹事会では男女共同参画に関する調査研究と、推進会議に付議する計画案の構築を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

雲仙市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、平成24年11月1日から平成24年11月30日まで意見の募集を実施しました。